

## アクティビティノート <第288号>

2021年1月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
  - 1-1 2021年1月度相談受付件数 ……p.2
  - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～13
2. ちょっと注目 『新型コロナウイルス感染予防と手指の殺菌・消毒  
～手洗いは万能～』 ……p.14～16
3. コラム 『製造物責任（PL）法に関連した  
よくある問い合わせ～PL法における「欠陥」とは～』 ……p.17～18

### TOPICS



#### 新型コロナウイルス感染予防と手指の殺菌・消毒 ～手洗いは万能～

連載の新型コロナウイルス感染症に関連した情報、今月度は、手指の殺菌・消毒について取り上げました。



#### 製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ ～PL法における「欠陥」とは～

PL法に関連した“よくある問い合わせ”を紹介して行く連載コラム。今月度はPL法における「欠陥」について取り上げました。

1. 相談業務

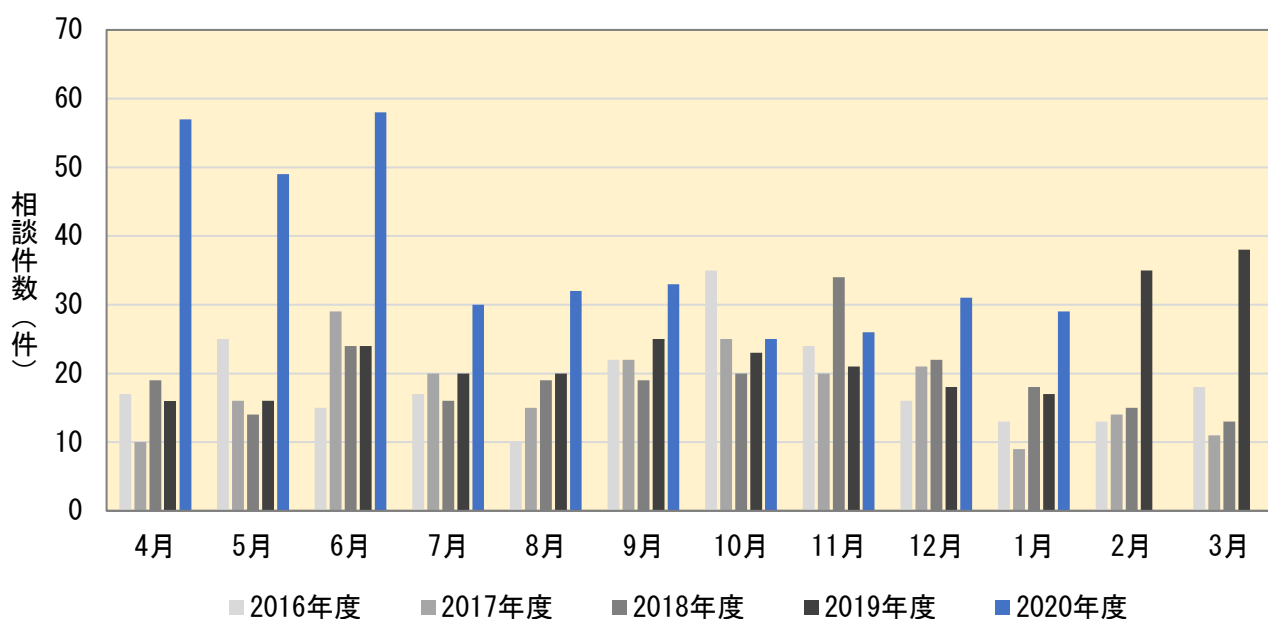
1. 1 相談受付件数

2021年1月度相談受付件数 (12/24~1/28 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	5	1	1	13	0	20	69%
消費生活C・ 行政	1	0	0	5	0	6	21%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	3	0	3	10%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	6	1	1	21	0	29	
構成比	21%	3%	3%	73%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2016~2020年度)

## 1. 2 受付相談事例および内容の紹介

### ※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快と感ずる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合(ガス臭等)は「臭い」とすることにしてあります。

### ◆事故クレーム関連相談

- ◆ <自室にいるとのどや肺に違和感> 「賃貸アパートに住んでいるが、自室にいると喉や肺に違和感がある。しかし、外に出ると症状は無くなる。原因を知りたいが調査をして貰えないか」との相談を受けている。シックハウス症候群の可能性があるので、化学製品PL相談センターで対応して貰えないか。<消費生活C>

⇒当センターは原因調査や依頼分析は受けておりません。しかし、お話を伺って、関連情報や一般的な注意事項などをアドバイスすることはできます。それでも宜しかったらご案内ください。(1月末時点で申し出者からの直接の相談はありません)

- ◆ <防虫剤でセーターにシミ> タンスの引き出しに防虫剤を入れてアングラのセーターを保管していたところ、防虫剤が接触していた部分がシミになってしまった。防虫剤の製造メーカーに申し出たところ、製造メーカーはセーターを回収し、クリーニング店でシミ抜きを実施した。しかし、回復しなかったため、損害賠償としてセーター購入価格の約7割を支払うと提案されている。セーターは2年前に購入したものであるが、このような場合どのくらいの補償が妥当なのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。<消費者>

⇒当センターでは事故の際の具体的な賠償基準は持ち合わせておらず、妥当性は判りかねます。参考になるものとして、クリーニング事故賠償基準があり

(<https://www.zenkuren.or.jp/wp-content/uploads/2016/07/jikobai.pdf>)、クリーニングによる衣類損傷の際の賠償基準が定められています。当該基準によると、購入から2年程度経過したセーターの場合、セーターの種類や使用状況により補償割合は異なり、19~63%程度とされています。参考になさってください。

- ◆ <センサー式消臭剤から噴霧された液で近くの機材が汚損> センサーが人を感知して自動で消臭剤を噴霧する〇〇社の△△というセンサー式消臭剤を使用していたところ、噴霧された液滴が近くに置いていたプリンターの表面にかかり、痕がついてしまった。痕の取り方を〇〇社に問い合わせたところ、エタノールで拭き取って見てはどうかと言われ、試してみたが取れない。痕を取る良い方法はないだろうか。プリンターの表面の材質はプラスチックであり、プラスチックのことを色々と調べていたら、化学製品PL相談センターにたどり着いた。<消費者>

⇒製品情報を調べてみると、△△は香りで感覚的消臭をするタイプの消臭剤で、成分は香料とエタノールです。どちらの成分も揮発性であり、汚れとして残留することはなさそうです。プラスチックの中には香料に溶けて損傷を受けるものがありますので、プリンターの表面が損傷を受けて痕が残ってしまったのではないのでしょうか。損傷を受けていたとすると回復さ

せるのは困難と思われます。

- ◆ <隣家で行われているごみ焼却の有害性について> 隣家で家庭ごみを燃やしており、焼却時に発生する臭いで胸が苦しくなったり、子供は喉が痛くなったりすることがある。何を燃やしているかはわからないが、焼却時に有害物質が発生しているということはないのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒有害物質の発生の有無については判りかねますが、症状が続くようでしたら医師に相談されることをお勧めします。一般に、野外で廃棄物（ごみ）を燃やすことは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されており、家庭から出る可燃ごみも規制の対象となります。廃棄物処理法施行令では、例外となる焼却を定めており、「たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの」がそれに該当します。ただし、例外であっても、煙や臭いで近隣に迷惑をかけないよう配慮が必要です。ご自身で言いにくいようであれば、自治体に相談して指導してもらうようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ <ネズミ駆除処理後の臭いで体調不良> 天井裏のネズミ駆除を業者に依頼し、4 日前に薬剤散布を行った。その後、散布した薬剤の臭いがして部屋にいと喉が痛くなる。換気をするこことで少しは軽減してきているが、まだ臭いがする。使用した薬剤は〇〇を有効成分とした製品と聞いている。〇〇の安全性はどうなのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒使用された薬剤の有効成分である〇〇は商品名です。化学名はフェニトロチオンといい、有機リン剤で農薬としても登録されています。昆虫に対して強い効果を有しながらヒトへの毒性は低いことが知られており、〇〇を有効成分とした製品は多くの企業で製品化されています。使用された薬剤の製品名を確認し、製品としての安全性や対処法について問い合わせてみてはいかがでしょうか。（※その後、相談者から連絡があり、使用された薬剤の製品名は□□であり、製造メーカーに問い合わせたところ、当該製品はゴキブリやダニ等を対象とした殺虫剤でありネズミは対象としていない。正しい使用方法であれば有効成分のフェニトロチオンは安全性の高い物質であるが、添加剤として灯油も含まれるため臭いが残ることはあり得る。対処方法として天井裏の臭いが室内に流れ込まないように養生テープで天井の隙間を塞いでとは勧められ、換気は継続しながら養生テープで対応するつもりであるとのことであつた。駆除業者が用途外使用をしていたとすると施工にも問題がある旨を伝えた）

- ◆ <住まいの掃除に使ったセスキ炭酸ソーダについて> 10ヶ月前に〇〇社のセスキ炭酸ソーダ粉末を水に溶かして住いの掃除に使用した。使用直後から室内が重苦しく感じ、しばらくするとせき込むようになった。今は、体調は戻っているが、自分がいと周囲の人がせき込んだり、くしゃみをしたりするようになったと感じている。衣類や自身の身体に使用時に飛散した成分が付着し、今でも落ちずに周囲に影響を与えているのではないか。〇〇社に申し出たところ、衣類を調査することとなり、3 日前に送付したところである。〇〇社の調査だけでは信用できないため、化学製品 PL 相談センターでも衣類を調べてもらえないか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは、製品の分析や調査は行っておりません。独自に調査したい場合は、独立行政

法人国民生活センターのウェブサイト

([http://www.kokusen.go.jp/test\\_list/index.html](http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)) 等に掲載されている検査機関のリストを参考にご自身で依頼していただくようご案内しています。なお、検査費用はご自身の負担となります。セスキ炭酸ソーダの性質は、水に溶け易く洗濯により容易に除去できること、また蒸気などが発生して吸入する心配も無いことから、ご自身や周囲の人に起こっている現象と因果関係があるようには思えません。まずは、〇〇社の調査結果を待たれてはいかがでしょうか。

#### ◆ 品質クレーム関連相談

- ◆ <アスベストを含有する珪藻土バスマットについて> 現在、アスベストが含有されていたとして製品回収の対象となっている〇〇社の珪藻土バスマットを3年前から使用している。表面が汚れると洗っても綺麗にならないため、何度かヤスリで削って、削った際に出た粉は掃除機で吸い取っていた。掃除機のフィルターや中にアスベストが残っているかもしれない。〇〇社には連絡し、バスマットは回収はしてもらおうことになっているが、掃除機のことにはわからないと言われた。掃除機をこのまま使用してもよいか。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒アスベストは石綿とも言い、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で繊維1本が直径0.02～0.35 $\mu$ mと非常に細く、空間に飛び散った微細な繊維を吸入すると肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫や肺がんを引き起こす可能性があることが知られています。アスベストはそこにあることが直ちに問題になる訳ではありません。このたびの厚生労働省の報道発表資料にも、「固形のバスマットやコースターについては、通常の使い方を使用している限りは石綿（アスベスト）が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。しかしながら、削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、調査中の製品をお持ちの方も含め、破損しないようにお願いします。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15629.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15629.html))」とあります。お伺いした話では、バスマットの表面を何度か削られ、削った粉を掃除機で吸い取っていたとのことですので掃除機内にアスベストが残留している可能性はあると思います。吸い込んだ量と健康被害との関係については、厚生労働省の「アスベスト（石綿）に関するQ&A

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/sekimein/topics/tp050729-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimein/topics/tp050729-1.html))」の中に「アスベストを吸い込んだ量と中皮腫や肺がんなどの発病との間には相関関係が認められていますが、短期間の低濃度ばく露における発がんの危険性については不明な点が多いとされています。現時点では、どれくらい以上のアスベストを吸えば、中皮腫になるかということは明らかではありません」とあります。掃除機内への残留の有無は不明であり、もし残留しているとしてもごく微量と思われるのですが、念のため、内部をクリーニングしてからご使用になってはいかがでしょうか。クリーニングの際には防塵マスクをするようにしてください。

◆ 一般相談等

- ◆ <洗面台の鏡面に貼付されたシールの剥がし方について> 「新設した洗面台の三面鏡の真ん中の鏡面の下部に注意事項を記載したシールが貼ってある。剥がそうとしたが簡単に取れないため、製造メーカーに剥がし方を問い合わせたが、シールには取扱い上の注意事項が表示されているので剥がさないようにと言われ、教えてもらえなかった。設置業者に依頼して剥がしてもらったところ、鏡面の曇り止めのコーティングまで取れてしまった。そのため、設置業者の費用で新しい洗面台に交換することになっている。しかし、どうしてもシールを剥がしたい。曇り止めコーティングに影響しない剥がし方は分かるか。シールに使われているのは、アルリル樹脂系接着剤である」との相談を受けている。アクリル樹脂系接着剤の剥がし方は分かるか。〈消費生活 C〉

⇒製造メーカーが表面に表示して剥がさないで使用するようとしているのは、重要な注意表示だからです。製造メーカーの指示通り、剥がさずにお使いになるのがよいでしょう。剥がし方については接着剤の特性だけでなく、曇り止めコーティング剤の特性も考慮する必要があります。あり当センターでは判りかねます。

- ◆ <アスベストを含有する珪藻土のバスマットについて> 「アスベストを含有する珪藻土のバスマットが問題になっているが、アスベストとは何か。また、何が有害なのか。今、住宅展示場でもらった珪藻土のバスマットを使用しているが、大丈夫なのか」との相談を受けている。どのように対応すればよいか。〈消費生活 C〉

⇒アスベストは石綿とも言い、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物です。耐久性、耐熱性、耐薬品性、電気絶縁性に優れ安価なことから、かつては建築材料、電気製品、自動車等、様々な用途に使われていました。アスベストはそこにあること自体が直ちに問題になることはありませんが、繊維 1 本が直径 0.02~0.35 μm と非常に細、空間に飛び散った微細な繊維を吸入すると肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫や肺がんを引き起こす可能性があることが知られています（WHO 報告）。このため、今では使用が厳しく制限されています。アスベストについて、厚生労働省ウェブサイト「アスベスト（石綿）に関する Q&A ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/sekimein/topics/tp050729-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/sekimein/topics/tp050729-1.html))」で詳細な情報がありますので、参考になさってください。また、最近、問題となっている、アスベストを含有したバスマットやコースターについて、自主回収となっている製品、また、現在、調査中の製品のリストが公開されています ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15629.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15629.html))。バスマットを配布した住宅展示場のハウスメーカーに、該当品であるかどうかを問い合わせるようアドバイスをされてはいかがでしょうか。

- ◆ <亜塩素酸水による空間除菌の安全性について> 「新型コロナウイルス対策として、亜塩素酸水を主成分とした除菌剤で室内空間の除菌をしようと思うが安全性上の問題はないだろうか」との相談を受けている。どうなのだろうか。〈消費生活 C〉

⇒厚生労働省、経済産業省、消費者庁等は、新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法として、手指の消毒にはアルコール消毒剤か石けん・ハンドソープによる手洗いが、物品の除菌

には熱水、塩素系漂白剤、次亜塩素酸水、新型コロナウイルスに有効な界面活性剤を含有した家庭用洗剤等を推奨しています

(<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>)。現在までのところ、亜塩素酸水の有効性についての情報は出されておられません。また、空間除菌については「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質について、これが人の眼に入ったり、皮膚に付着したり、吸入されたりするおそれのある状況での空間噴霧は推奨されておられません。(空気や環境の表面の除染方法として有効かつ安全な噴霧が科学的に証明された事実は確認されておられません)」としています

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_0001.html#Q4-5](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_0001.html#Q4-5))。当センターとしても空間除菌目的での使用はお勧めできません。

- ◆ <エタノールジェル濃度について> 「これまで品不足だったエタノールジェルが入荷したとの広告に釣られて、ドラッグストアでエタノールジェルを購入した。家に帰って製品表示を見るとエタノール濃度が表示されていない。不審に思って製造メーカーに確認した所、58%とのことで、医薬部外品や医薬品の手指消毒用エタノールで規定されている濃度よりも低いものであった。濃度表示は義務付けられていないのか」との問い合わせを受けている。どうなのだろうか。〈消費生活C〉

⇒手指消毒用エタノールは医薬品または医薬部外品として薬機法の認可を受けたもので、エタノール濃度は76.9~81.4%であることと規定されています。製品には医薬品または医薬部外品である旨の表示とエタノール濃度の表示が義務付けられており、それにより見分けることができます。一方、物品の除菌や洗浄に用いられるエタノール製品は雑貨品扱いで、濃度等の表示義務はありません。厚生労働省は、新型コロナウイルスの流行に伴う消毒用エタノールの品不足に鑑み、エタノール濃度が原則70~83%であり(無い場合は60%台でも可)、メタノールを含有しないものであれば、医薬品または医薬部外品としての認可を受けていないものであっても手指の消毒に使用できるとしています

(<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000624086.pdf>)。雑貨品扱いで濃度表示が無い場合は今回なさっているように、製造メーカーに確認が必要です。消毒用エタノールについてはアクティビティノート第281号の「ちょっと注目」で取り上げていますのでご参考になさってください(<https://www.nikkakyo.org/system/files/chumoku281%20.pdf>)。

- ◆ <洗濯槽に付着したウイルスの不活性化方法について> 普段着用している衣類にもウイルスが付着しているので、洗濯機もウイルス汚染されているのではないかと思います。洗濯槽に付着したウイルスの不活性化に塩素系の洗濯槽クリーナーが使えるのではないかと考え、製造メーカーに製品中の次亜塩素酸ナトリウム濃度を問い合わせたが、非公開ということで教えて貰えなかった。化学製品PL相談センターで分かるか。化学製品PL相談センターは消費生活センターで紹介された。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の詳細情報は持ち合わせておらず、洗濯槽クリーナーの次亜塩素酸ナトリウム濃度は分かりかねます。新型コロナウイルス対策として、次亜塩素酸ナトリウムで身の回りのモノを消毒する場合、有効塩素濃度で0.05%とする必要があり、この濃度

に設定するには家庭用の塩素系漂白剤 10～25ml を水 1ℓ に薄めることとされています (<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>)。製造メーカーの相談窓口  
に、新型コロナウイルス対策として使用する際の使用方法を確認の上でご使用ください。

- ◆ <ヘアカラーの成分ジアミンの発がん性について> いつも〇〇社の白髪用ヘアカラーを使用しているが、成分のジアミンに発がん性があるとの情報がインターネットにあり不安になった。〇〇社に問い合わせたが、安全性については厚生労働省の許可を受け販売しているというのみで、発がん性についての回答はしてくれなかった。厚生労働省に問い合わせたところ、〇〇社から提出されたデータを元に販売許可を与えているが、製品の安全性全般について責任を持っているわけではないので答えられないと言われ、化学製品 PL 相談センターを紹介された。ヘアカラーに使用されているジアミンは発がん性があるのか。〈消費者〉

⇒当センターは個別の製品の安全性等の詳細データは持ち合わせておらずお答えしかねます。製品の安全性は製造メーカーが答えるべき案件です。一般的に、ジアミンは、ヘアカラーに使われている酸化染料の俗称です。2015年の消費者安全調査委員会の報告「毛染めによる皮膚障害」

([https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_008/pdf/8\\_houkoku.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_008/pdf/8_houkoku.pdf)) では、ヘアカラーに使われる代表的な酸化染料として、パラフェニレンジアミン、メタアミノフェノール、パラアミノフェノール、トルエン-2, 5-ジアミンが挙げられています。これら物質の安全性情報を調べると、発がん性は判断するに足るデータがないため「分類できない」とされています。([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pg/GHS\\_MSD\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx))。

- ◆ <ラップフィルムの安全性について> おにぎりを作る際に、ラップフィルムにご飯を乗せて握り、そのまま保管して、食べる時にラップフィルムに包んだまま電子レンジで温めている。この方法だと、ラップフィルムが食品に直接接触しているが安全性上の問題はないだろうか。使っているラップフィルムの素材はポリ塩化ビニリデンである。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒食品用のラップフィルムは食品衛生法の規制を受けており、「食品、添加物の規格基準」に適合したものが製造され販売されています。また、ポリ塩化ビニリデンの耐熱温度は 140℃であり、電子レンジでの通常の使用に耐えうるものです。ご相談の使い方を過度に心配する必要はありません。

- ◆ <陶磁器製の食器から溶出する鉛について> 陶磁器製の食器には鉛が使われていることがあり、溶けだしてくることがあり危険だという話を聞いた。販売店に問い合わせたところ、いまは規制されているが、規制がかかる前の陶磁器には鉛が溶出するものもあるとのことであった。自宅の食器は古いものも多いので心配である。大丈夫だろうか。〈消費者〉

⇒陶磁器製の食器には金属を含む釉薬や顔料が使用されることがあり、微量の金属イオンが溶出する可能性があります。このため、有害性の大きな鉛とカドミウムについては食品衛生法で溶出量についての規格基準が決められています。現行の規格基準は 2008 年の改正で定められたものですので、それ以前に製造された陶磁器製の食器には現行の規格基準を上回るものがある可能性があります。製造販売に対する規制ですので、個人の使用までは制限され



ていませんが、気になるようでしたらなるべく新しい食器を使うようにしてはいかがでしょうか。

- ◆ <マスクの内側に貼って使うシートについて> マスクの内側に貼って使う取り換え式のシートを使用している。多層構造になっていて、顔に当たる面はポリエチレン不織布、マスクに当たる面はレーヨン不織布で出来ている。これを間違えて反対に付けてしまい、レーヨン不織布を顔に当てて使ってしまった。使用后、レーヨン不織布の表面を見ると少し毛羽立っているように見える。解れた繊維を吸い込むことで有害ということはないだろうか。製造メーカーに問い合わせたところ、吸い込んでも肺まで達することはなく心配はいらないと言われたが本当に大丈夫か。化学製品 PL 相談センターは以前にも利用したことがある。〈消費者〉  
⇒製造メーカーの説明にあったように、不織布に使われている繊維の大きさであれば、通常は肺の奥まで達することはないと思われます。過度に心配する必要はないでしょう。
- ◆ <シンナー臭が移ったサツマイモ> サツマイモを発泡スチロール製の容器に入れて、上から新聞紙で覆って保管しておいたところ、母が掃除で使ったウエスをその上に置いてしまった。ウエスにはシンナーが染み込んでおり、サツマイモの一部に臭いが移ってしまった。暫く放置しておいたところ臭いはしなくなったがサツマイモを食べても大丈夫だろうか。母はウエスに染み込んでいたのはシンナーだと言うのだが、以前から家にあるもので、製品名や成分名はわからない。〈消費者〉  
⇒シンナーは塗料等を薄めて粘度を下げるために用いられる有機溶剤で、一般的にはトルエン、酢酸エステル、アルコールなどが使用されています。これらは揮発性の溶剤であり残留性は低いと考えられます。また、量的にも少なくものと推察されます。しかし、お伺いした話からは成分が特定できませんので、安全性について判断することは出来ません。
- ◆ <クエン酸水でトイレの床を掃除して異臭> クエン酸の粉末を水溶液にして、トイレの床掃除に使用したところ、卵の腐ったような臭いがした。使用した場所はトイレの床の樹脂の部分のみで、排水口には使用していない。臭いから有害な硫化水素が発生したのではないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉  
⇒糞尿には硫化水素を含むイオウ化合物が微量含まれていることが知られています。トイレの床ならば尿汚れ等があり、そこに含まれるイオウ化合物がクエン酸で酸性となり、硫化水素を発生させた可能性があるでしょう。しかし、お伺いした話からは発生量は軽微であると思われますので、過度に心配する必要はありません。トイレの床であれば、中性タイプのトイレ用合成洗剤をお使いになるとよいでしょう。
- ◆ <ポリ塩化ビニル樹脂が燃えた際の燃焼ガスについて> ドライヤーがショートして火花が出てコードが燃えた。コードの材質はポリ塩化ビニル樹脂で、燃えた時に異臭がしたので直ぐに別の部屋に移ったが 1 分くらいは吸い込んだ可能性がある。インターネット情報にポリ塩化ビニル樹脂が燃えるとダイオキシン等の有害な物質が発生するとあり心配になった。今は体調に異変はないが今後、身体に影響を及ぼすことはないか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒ポリ塩化ビニルなどの有機物が不完全燃焼した際の燃焼ガスには様々な物質が含まれていますが、お伺いしたように、短時間に少量を吸い込んだだけで、何の症状もなく身体に異常がない場合は、過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <セメントが付着した衣類の処置について> D I Y用のセメントを購入し作業したところ、着ていた服にセメントが付着してしまった。洗濯したところ、見た目には落ちていているように見える。しかし、インターネットに、セメントの主成分の一つである水酸化カルシウムは強アルカリで、皮膚に付着すると火傷のような症状を引き起こすことがあるとの情報があり心配になった。洗濯した後、目に見えなくてもアルカリの成分が付着しているということはないか。使用した製品の袋は廃棄してしまったため、製品名や製造メーカーはわからない。化学製品P L相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒セメントに含まれる水酸化カルシウムは強いアルカリ性で、皮膚腐食性・刺激性、目に対する重篤な損傷・眼刺激性があり、取り扱う際には注意が必要です。水で練ったセメントを長時間皮膚に付いたままにしたりすると火傷のような皮膚障害を生じることがあります。ただし、ご相談の内容は、作業後に少量のセメントが付着した衣服の洗濯後の危険性についてであり、量的な観点から特に問題となるようなことはないと思われます。厚生労働省が公開している「職場のあんぜんサイト」の水酸化カルシウムの製品安全データシート (<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/0811.html>) にも、衣類について「汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること」があります。過度に心配する必要はないでしょう。

- ◆ <原因不明の体調不良について> 3ヶ月前から身体の左側の首から肩、胸が痛くなるようになり、近所のかかりつけの病院で検査をしたが異常は見当たらなかった。自分は、生活環境の中で何らかの化学物質の影響を受けているのではないかと考えている。体調不良の原因を特定するにはどうしたらよいだろうか。〈消費者〉

⇒お伺いした話からは、化学物質の影響を受けているとする根拠や、原因と考える化学物質に関する情報が無いため当センターでは回答しかねます。体調不良は続いているとのことですので、原因を化学物質に特定せず、再度、かかりつけの医師に相談してみてもいいでしょうか。

- ◆ <オゾン除菌器の安全性について> ボックスにスマホなどを入れて、紫外線とオゾンで除菌する製品をインターネット通販で購入した。説明書を確認すると、オゾン濃度が7.06ppmとあり高い。空間に放出するものではないが、除菌中のボックスの密閉性によってはオゾンが漏れ出すことがないか心配である。このような製品の安全性はどうなのか。いろいろな機関に相談したがどこも明確な回答をしてくれなかった。化学製品P L相談センターは、相談した機関の中で紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは個別の製品の性能・品質、安全性などに関する詳細情報は持ち合わせておりません。製造メーカーにお問い合わせください。因みに、オゾンは酸素原子3つからなる、特有のニオイを持つ気体です。強い酸化力を持ち、水や空気の浄化・殺菌、脱色、有機物除去など広い分野で使われています。吸入毒性が高く、高濃度のオゾンを吸い込むと危険であ

り、労働環境として許容できる濃度は 0.1 ppm とされています。オゾン是非常に不安定な物質であり、空気中でも数時間で分解し、酸素に変化してしまいます。しかしながら、7.06 ppm はかなりの高濃度ですので、製造メーカーに安全対策等についての説明を求めて、納得の上でご使用になってはいかがでしょうか。

- ◆ < 錆取り剤の安全性について > 2 週間ほど前にベランダに発生した錆を取る作業をした。使用した製品は〇〇社の△△で、主成分はチオグリコール酸アンモニウムである。使用時から強烈な臭いがしていたが、今でも全く臭いが消えていない。こんなに臭いが強く、日にちが経っても消えないのは有毒な製品だからではないか。〇〇社に問い合わせたところ、臭いが残っていても安全性は問題ないとの回答であった。信用しても良いだろうか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒主成分のチオグリコール酸アンモニウムには還元作用があり、化学反応により錆を除去します。チオグリコール酸アンモニウムは、錆取り剤以外の用途としてパーマ液にも使われています。チオグリコール酸アンモニウムには独特の臭いがあり、製品の臭いも当該物質に由来するものと思われます。チオグリコール酸アンモニウムは皮膚や眼に対する刺激性があり、使用の際に注意が必要ですが、作業後に残留した成分からの臭いは量的に微量であり、吸い込むことによる健康被害の可能性は低いと考えられます。〇〇社の回答で問題ないでしょう。臭いの感じ方には個人差があるため、不快ならば洗剤等で洗い流すとよいでしょう。

- ◆ < トイレ用洗剤の応急処置表示について > 使用しているトイレの洗剤が 2 種類ある。応急処置の注意表示を比べてみると、〇〇社の酸性タイプのもは、目に入った場合に、目を洗って、製品を持参して病院に行くようにあるが、△△社のトイレ用合成洗剤には目を洗うとだけである。△△社の表示は不十分ではないかと思うが、表示の規制はどうなっているのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒家庭用の洗剤、洗剤は家庭用品品質表示法の規制を受けており、応急処置については、使用上の注意の表示項目のひとつとなっています。ただし、製品の品質に応じて適切に表示することとしており、表示するかどうか、また、具体的な表現は製造メーカーが判断し、製品毎に適正な表現を決めています。お伺いした 2 つの製品を調べて見ると、〇〇社の製品は酸性タイプの洗剤、△△社の製品は中性タイプの合成洗剤と液性や成分が大きく異なります。このため、目に入った際の影響が異なり、それを反映した表示になっていると思われます。詳しくはそれぞれの製造メーカーにご確認ください。

- ◆ < 製造物責任法における製造業者について > 当社は化学品の販売をしている。ある試薬を複数の企業から仕入れているが、取り引き先企業によって、製造物責任法における「製造業者等」の解釈が異なっている。ある企業は試薬となる薬品を購入して小分けしているだけなので、「製造業者等」には該当しないため、製造物責任法が適用される事故が発生した場合、製造物責任は負わないと言っている。どうなのか。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒製造物責任法における「製造業者等」は「当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者」と定義づけられており、小分け作業は加工とみなされ、製造物責任を負う可能性があり

ます。判断はケースバイケースになると思われますので、法律の専門家にご相談ください。また、当センターのウェブサイト「製造物責任（PL）法に関連したよくある問い合わせ～製造業者等とは～（<https://www.nikkakyo.org/system/files/column284%20.pdf>）」を掲載しておりますので、ご参考になさってください。

- ◆ <灯油が付着したかもしれない衣類の扱いについて> 個装されている販売用の衣類 200 着を入れていたダンボールの箱に灯油がしみ込んでいた。灯油の成分が個装を透過していないか心配である。今は灯油の臭いも消え、個装された製品も全く灯油の臭いは感じないが、販売してもよいか。〈事業者〉

⇒当センターでは、販売する製品の品質の判断はできかねます。灯油は皮膚に接触すると皮膚障害を生じることがあります。また、独特な臭いがあり、臭いの感じ方には個人差があるため、わずかな臭いであっても不快に感じる方もいらっしゃいます。複数の方で確認し、慎重に判断されることをお勧めします。

- ◆ <次亜塩素酸水による手荒れについて> 職場の製造ラインの除菌に次亜塩素酸水を使用している。手袋使用は義務付けられていないが、以前、勤めていた食品の製造ラインでも次亜塩素酸水を使用しており、手が荒れる人がいた。次亜塩素酸水を使用する際に手袋を使用しなくてもよいものか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈事業者〉

⇒次亜塩素酸水の手荒れに関しては、厚生労働省の「次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムの同類性に関する資料(<https://www.mhlw.go.jp/shingi/2009/08/dl/s0819-8k.pdf>)にある、次亜塩素酸水と次亜塩素酸ナトリウムの特徴の比較で、次亜塩素酸ナトリウムは、「多い」に対して次亜塩素酸水は「少ない」としています。このことから一般的に、手袋使用は必須ではないものと思われます。しかし、手荒れの原因は様々であり、個人差もありますので、手が荒れるのであれば、手袋を使われても何ら問題はありませぬ。職場に手袋使用を提案してみてもいかがでしょうか。

- ◆ <中小企業が化学薬品を扱う際に注意すべきこと> ある中小企業から、化学薬品を扱う際に注意すべきことは何かを問われている。どう回答したらよいただろうか。また、化学製品 PL 相談センターを紹介してもよいか。〈行政〉

⇒購入元から取り扱おうとしている化学物質の安全データシート（SDS）の提供を受けてください。SDSには、その化学物質についての物理的および化学的性質、危険有害性情報、取扱いに関連した情報、適用法令等の情報が掲載されています。一定の危険・有害性を有する化学物質については労働安全衛生法により SDS の交付が義務付けられていますが、これに該当しない化学物質の場合は努力義務とされており提供されない場合もあります。そのような場合は、厚生労働省が提供しているウェブ情報である“職場のあんぜんサイト”の中で掲載されている SDS 情報（職場のあんぜんサイト：化学物質：GHSモデル SDS情報 ([mhlw.go.jp](http://mhlw.go.jp)) から入手することができます。また、購入元に使用目的に応じた取扱い上の注意や適用法令についてお問い合わせになってみてもよいでしょう。取り扱う化学物質と知りたい事柄が明確ならば、当センターをご紹介頂いても結構です。

◆意見・報告等

- ◆ <化学物質による空気汚染について> 自分は化学物質過敏症であるが、3か月くらい前からドラッグストアに行くと、殺虫剤の成分に触れた時のような症状が出る。そこで購入した製品にもその成分が付着しているように感じる。化学物質過敏症のため、普通の人ではわからない、臭いがしない成分も感じてしまうようである。電車に乗っている時も同じように感じることもあり、化学物質に空気が汚染されているのではと思う。空気汚染につながる製品の製造メーカーに対して指導するなど、何らかの対応をすべきではないか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、事業者を指導できる立場にありません。お伺いした内容は、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界へ伝える等、情報の共有化を図ってまいります。



## 新型コロナウイルス感染予防と手指の殺菌・消毒 ～手洗いは万能～

新型コロナウイルスに有効な殺菌・消毒方法については、現在までに分かっていることを経済産業省がパンフレットにまとめています<sup>1)</sup>。それを見ると、「手指の殺菌・消毒」に対しては①石けん・ハンドソープによる手洗い、②エタノール（60-95%）が有効とされています。今月度は手指の殺菌消毒について、当センターによく寄せられるお問い合わせをもとに解説していききたいと思います。



### 手指に使う製品と物品用の製品の見分け方

よく、手指に使う製品と物品用の製品をどのように見分ければよいかという質問を受けます。身体用洗剤やスキンケア製品、手指用の消毒剤など、身体に使う製品は薬機法（医薬品、医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律）の規制を受け、医薬品、医薬部外品、化粧品いずれかに分類されます。医薬品とは、病気の治療を目的とした薬のことで、厚生労働省より配合されている有効成分の効果が認められたものになります。医薬部外品とは、厚生労働省が許可した効果・効能に有効な成分が、一定の濃度で配合されています。治療というよりは、防止・衛生を目的に作られています。化粧品とは、医薬部外品と比較してもさらに効能・効果が緩和で、清潔にする、美化する、魅力を増す、健やかに保つなどの目的で使用される製品となります。

「殺菌・消毒」といった薬効を謳う場合には、医薬品または医薬部外品扱いとなり、使用する成分の種類や使用量、製品の表示、販売方法などが規制されており、薬事当局へ製造販売申請して承

### 手指用の製品と物品用の製品の見分け方

	手指の殺菌・消毒 (人の身体に使うもの)	物品の除菌 (物品に使うもので身体には使わない)
法規制	<p><b>医薬品または医薬部外品</b></p> <p>↑</p> <p>薬機法※により製造、表示、販売、流通、 広告などが細かく規制されている</p> <p>※薬機法：医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p>	<p><b>雑貨品（雑品）</b></p> <p>↑</p> <p>包括的に規制する法律はない</p> <p>洗剤・洗浄剤などは家庭用品品質表示法の 規制を受けるが除菌剤は対象外</p>
見分けるポイント	<p><b>医薬品</b> <b>医薬部外品</b> の表示</p> <p>効果効能として「<b>殺菌</b>」、「<b>消毒</b>」の表示</p> <p>「<b>有効成分</b>」とその含有量の表示</p>	<p>効果効能として「<b>除菌</b>」の表示</p> <p>※病原性を有する菌やウイルスに対する効果は訴求できない</p> <p>家庭用品品質表示法の対象品目でなければ<b>成分と含有量の表示義務はない</b></p>

化粧品も薬機法の対象だが、殺菌・消毒といった効果を表示できない

認を受ける必要があります。このため、製品に①「医薬品」、「医薬部外品」（「薬用」と表示されていることもあります）の表示がある、②効果・効能として「殺菌」、「消毒」の表示がある、③「有効成分」とその含有量の表示があることで見分けることができます。

物品用の製品には、薬機法のように包括的に規制する法律はありません。「殺菌・消毒」という表示は、薬機法でいう身体に対する効果・効能として使われていることから、物品用の製品では使うことができず、一般的には「除菌」という表示が使われています。

### 石けん・ハンドソープによる手洗い

まず、石けんによる手洗いは万能です。通常、特定のウイルスや細菌などの殺菌・消毒をする際は、使われる殺菌・消毒剤の有効性が問題になり、有効でないこともあり得ます。しかし、手洗いは菌やウイルスを物理的に洗い流す行為なのでどのような場合にも有効です。新型コロナウイルスに限らず、感染予防対策で一番先に出てくるのは手洗いです。また、石けん自体や、ハンドソープによく配合されている除菌成分が新型コロナウイルスに有効



ハンドソープによる手洗いの効果  
(森功次ら、感染症学会誌、第80巻、第5号より)

なことが検証されたりしていますので<sup>2)</sup>、より効果的と言えるでしょう。

手洗いの効果については、丁寧な手洗い（石けんやハンドソープで10秒もみ洗いした後、流水で15秒すすぐ）で手洗いなしの手に残存するウイルスを1万分の1まで減少させる効果があると言われています<sup>3)</sup>。

一般に、手洗いなどに使われる化粧石けんには殺菌・消毒成分は含まれておらず、薬機法上は「化粧品」に分類されます。これに対し、ハンドソープは洗浄成分の他に殺菌・消毒成分を含有し、「医薬部外品」扱いとなっているものが多いようです。

新型コロナウイルス感染予防の手洗い剤としては、どちらを使用してもかまいません。何を使うかよりも、指先、指の股、手のひら、手の甲、親指回り、手首と手全体を丁寧に洗い流すことが重要であり、洗い方に留意するようにしましょう。また、手洗いの後で、更にアルコール除菌剤を使用する必要はありません。

### 消毒用エタノール

新型コロナウイルス感染予防で手指の殺菌・消毒に使うにはエタノール濃度が重要であり、60～95vol%の範囲が有効とされています。医薬品や医薬部外品の製品であればエタノール濃度は76.9～81.4vol%に規定されており、用途も手指の殺菌消毒用ですので最適です。

医薬品や医薬部外品でない雑貨品扱いの製品でも使えるものがあります。新型コロナウイルス感

感染症の流行に伴い、「消毒用エタノール」の供給が逼迫したことから、厚生労働省は代用できる高濃度エタノール製品についての事務連絡を出しました<sup>4)</sup>。そこでは、エタノール濃度60～83 vol%のものが使用可能、代替として用いられる高濃度エタノール製品は薬機法に規定する医薬品又は医薬部外品に該当せず、その製造、販売等については同法による規制を受けない、「本製品は医薬品や医薬部外品ではありませんが、消毒用エタノールの代替品として、手指消毒に使用することが可能です」といった内容を製品の表示や広告等に記載して差し支えないとしています。ただし、臨時的・特例的な対応であり、使用者の責任において使用することになります。この雑貨品扱いの製品の場合、エタノール濃度の表示義務はなく、濃度表示があるものもあればないものもあります。表示がない場合は、製造メーカーに直接問い合わせ確認するようにしてください。また、製品に「火気厳禁」の表示がある場合は、消防法の危険物に該当するものであり、エタノール60wt% (=67.7vol%)以上含有することになりますので、「火気厳禁」表示の有無を目安にしてもよいでしょう。

「医薬品」、「医薬部外品」の表示がある場合も注意すべき点があります。例えば、先日、こんな質問を受けました。

**「医薬部外品の表示のある、手指に擦り込んで使う手指消毒用のハンドジェル製品を購入した。表示を見ると成分表示にエタノールの記載はあるが、有効成分は塩化ベンザルコニウム0.05%となっている。これは新型コロナウイルスに有効と考えていいのか？」**

医薬部外品の殺菌・消毒剤としては、エタノールの他に塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、グルコン酸クロルヘキシジン、ポピドンヨードの使用（それぞれの使用量も決められている）が認められています。当該製品は有効成分として塩化ベンザルコニウムを含有し、その他の成分としてエタノールを含有しているものと思われます。この場合、エタノール濃度は薬機法上76.9～81.4vol%である必要はありません。またエタノール濃度の表示義務もありません。新型コロナウイルス対策の手指の殺菌・消毒ではエタノール以外は推奨されていないので、表示だけからは効果の有無は判断できないということになります。このような場合、有効性については製造メーカーに直接お尋ねになるとよいでしょう。

1) 新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法（一覧）／経済産業省

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626012/20200626012-1.pdf>

2) 新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価について最終報告をとりまとめました～物品への消毒に活用できます～／独立行政法人製品評価技術基盤機構 消毒手法タスクフォース

<https://www.nite.go.jp/information/osirase20200626.html>

3) 「Norovirusの代替指標としてFeline Calicivirusを用いた手洗いによるウイルス除去効果の検討」、森功次ら、感染症学会誌、第80巻、第5号

4) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う高濃度エタノール製品の使用について（改訂その2）」、2020年4月22日、厚生労働省

[http://www.hospital.or.jp/pdf/15\\_20200422\\_02.pdf](http://www.hospital.or.jp/pdf/15_20200422_02.pdf)





## 製造物責任（PL）法に関連した よくある問い合わせ ～PL法における「欠陥」とは～

当センターにPL法における「欠陥」についての問い合わせが寄せられことは殆んどありません。これは、多くの人が欠陥についてのイメージを持っており、敢えて聞くまでもないと思っているからではないでしょうか。それでは、皆が正しく理解しているかというと、そうでもないように思われます。そこで、今回は、PL法を理解し正しく対応するために重要な欠陥について解説いたします。

PL法では欠陥について次のように定義されています。



**この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期、その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。(PL法第2条第2項)**

PL法は、製造物の欠陥によって人の生命、身体、財産に係る被害が生じた際の製造業者等の損害賠償責任について定めた法律です。ですから、PL法における「欠陥」は安全性に係わるものであり、それは“通常有すべき安全性を欠く”状態とされています。製造物自体の破損や不良などの安全性とは無関係な品質上の瑕疵は含まれません。また、期待した効果・効能が得られないといった性能上の瑕疵も同様です。

また、条文では欠陥か否かを判断する際に考慮すべき事柄として、①当該製造物の特性、②その通常予見される使用形態、③その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期、④その他の当該製造物に係る事情を挙げています。欠陥とは、これらを考慮したうえで総合的に判断されるものであるということになるのです。そうすると、PL法における「欠陥」を理解するには、これら4つの考慮すべき事柄をもう少し詳細に知る必要があります。

### 当該製造物の特性

製造物そのものが有する事情ということになりますが、具体的には、「製造物の表示」、「製造物の効用・有用性」、「価格対効果」、「被害発生の蓋然性とその程度」、「製造物の通常使用期間・耐用年数」などが挙げられます。

様々な製造物があり、それぞれが固有の特性を有しています。例えば、医薬品は薬効がありますが同時に副作用を有することがあります。病気の治療に使用する有用性故に、副作用は欠陥とは見なされません。しかし、副作用が身体へ重篤な影響を及ぼさないように用量・用法を守って服用する必要があります、そのための指示・警告が不十分であれば欠陥と見なされます（「製造物の効用・有用性」）。また、化粧品等は、品質に問題が無くても、使用する人の体質や体調によって皮膚トラブルを生じることがあり、そのような場合は欠陥とは見なされません（「被害発生の蓋然性とその程度」）。

### その通常予見される使用形態

製造物の使用に関連して考慮すべき事情ですが、その一つは「製造物の合理的に予期される使用」です。製造業者が意図した使用形態を正しい使用方法とした場合、それに即さない使用形態は誤使用になります。誤使用については製造物責任を問われないのかということそうではありません。そもそも、使用者、特に一般消費者は様々な使い方をするものです。そういったことを考慮して、合理的に予見できる誤使用については製造業者が製造物の設計段階で考慮して対応すべきとされています。

もう一つは「製造物の使用者による損害発生防止の可能性」です。使用者が有すると考えられる知識や技能、資格によって事故につながる誤使用を避けることができたか否かということです。製造物によって想定される使用者は異なりますが、専門性の高い職業、その道のプロであればその範囲は広くなります。

### その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期

製造業者等が製造物を引き渡した時期における諸々の事情のことですが、ここで言う“引き渡し”とは製造物を自己の管理下から流通におくことと解されています。具体的には、「製造物が引き渡された時期」、「技術的実現可能性」が挙げられています。前者は引き渡された時点での社会通念に基づいて求められる安全性の程度です。後者は引き渡された時点における技術水準で合理的に実現可能な代替設計の可否のことになります。

### その他の当該製造物に係る事情

その他の事情としては、「危険の明白さ」、「製品のばらつきの状況」、「天災等の不可抗力の存否」等が挙げられます。「危険の明白さ」とは、例えば、包丁が切れることでケガをする危険性があるからといって、それは包丁の欠陥とは言えないといった、製造物固有の事情です。「製品のばらつきの状況」は、大量生産品にあるアウスライサーと呼ばれる製造上のバラツキにより生じる、製造業者が防ぎようのない危険も欠陥と見なされるといった事情のことです。

一般に欠陥は「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、「指示・警告上の欠陥」の 3 つに分類されます。製造業者は製品事故が起こった場合「製造上の欠陥」を中心に考えがちですが、PL 法における「欠陥」とは製造物に係る様々な事情を考慮して総合的に判断されるものです。よく理解して対応することで、被害の拡大を防止し、迅速な被害者救済につながります。また、新たな事故を未然に防ぐことにもなるでしょう。

## 化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
  - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
  - ・お申し込みはE-mail ([PL@jcia-net.or.jp](mailto:PL@jcia-net.or.jp)) で。  
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など  
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

## 出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：登坂(トサカ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

### 化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友六甲ビル

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <http://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。